

令和8年度社会教育関係団体補助金の申請手続きについて

1 補助金を交付される団体の条件

- (1) 団体の活動が、社会教育関係団体登録されてから、1年以上の実績を持つこと。
- (2) 会員数が10人以上であること。またその構成員の2分の1以上が小金井市の在住・在勤・在学者であること。
- (3) 令和6年度の活動報告書を補助金交付申請時に提出する。
- (4) 令和5年度の会計決算書を補助金交付申請時に提出する。
- (5) 年1回以上の会報もしくはそれに準ずる機関紙類を補助金交付申請時に提出する。
- (6) 当該団体が市から他の補助を受けている団体、NPO法人、または事業の中心が専ら講師の派遣とみられる団体は対象とならない。

2 対象となる事業の条件

- (1) 会員外の市民が自由に参加できる事業であること（例：講演会、演奏会、展示会等）。
- (2) 年間1事業であること（連続講座の場合、これを1講座とする）。
- (3) 実施される事業が、市の他の部局から補助金を受けていないこと（この場合、当該団体が団体として補助金を受けている場合も含まれる）。
- (4) 調査・研究の場合、その発表事業であること。
- (5) 共同（共催）事業の場合はどちらかの1事業とすること。
- (6) 事業が実施される場所は市内又は隣接市であること。
- (7) 補助対象事業が実施された場合、その報告書は経費を含めて提出されること（補助対象事業費のすべての領収書を提出）。

3 その他の条件

- (1) 補助金交付は、年間、1団体、1事業、1回。5回（平成16年度から起算）を限度とする。
- (2) 交付額は、補助対象事業費の1/2以下で1万円（事業費が2万円以上4万円未満）、2万円（事業費が4万円以上6万円未満）、3万円（事業費が6万円以上）とする。

- (3) 会員のみを対象とする事業への補助は行わない。
- (4) 運営上で疑義が生じた場合、社会教育委員の会議に諮り、その決定を尊重する。
- (5) 機関紙・会報等の発行は、事業に該当せず補助対象とならない。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費として認められるもの

報償費（講師謝礼）、消耗品費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

(2) 次の場合は、補助対象経費として認められません

- ・ 補助事業実施会場への会員の交通費負担分
- ・ 補助事業実施日の参加者・会員への飲食代
- ・ 講演後の講師を囲んでの交流会（お茶、菓子、軽食など）
- ・ 補助事業参加者へ配った缶ジュース代
- ・ スポーツ大会における参加者への給水・給食代
- ・ 事業実施にあたり、会場設営を業者に依頼したときの支払い
- ・ 事業実施時に参加者、出品者へ配布する商品・参加賞
- ・ 事業終了後の会員の打ち上げ
- ・ 保険料
- ・ 会場装飾の花代

※ その他補助対象経費として計上してよいかどうかご不明な点はお問い合わせください。